堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱

第１　目的

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るためには、より良い条件での就業や転職を支援することが必要である。

しかしながら、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、高等学校を卒業していない（中退を含む。以下同じ。）ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、母子・父子自立支援プログラム策定事業を組み合わせること、対象講座を受講しているひとり親家庭の親に対して、補修や学習の進め方の助言等を実施すること等により、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することとする。

また、ひとり親家庭のこどもについても、一般世帯に比べ進学率が低い等の課題があることから、本事業による高卒認定試験の合格に向けた支援を行うこととする。

加えて、ひとり親家庭の親が高度な知識や実践的スキルを獲得するため、働きながら学士等の学位を取得できるよう、大学授業料等の一部を助成し、キャリアアップ支援を行うこととする。

第２　事業の内容等

この事業は、次の１及び２の支援について、実施するものとする。

１　高等学校卒業程度認定試験合格支援

⑴ 支援内容

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びこどもが、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高卒認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対象講座の受講費用の一部を補助する。

⑵ 給付金の種類

ア　受講開始時給付金

受講開始時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給するものとする。

イ　受講修了時給付金

受講修了時給付金は、支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給するものとする。

ウ　合格時給付金

合格時給付金は、受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して２年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものとする。

(3) 支給対象者

本支援の支給対象者は、ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって現に２０歳未満の児童を扶養している者をいう。）及びひとり親家庭のこども（母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている２０歳未満の児童）であって、次の要件の全てを満たす者とする。ただし、高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している者は対象としない。

令和６年７月３１日までに対象講座の指定を受けたものに係る要件については、なお従前の例による。

ア　本市の区域内に住所を有すること。

ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１条第２項に規定する被害者であって市長が認めるものについては除く。

イ　「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成 26 年９月 30 日雇児発 0930 第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者

ウ　支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

エ　過去に受講修了時給付金又は合格時給付金（本市以外の市区町村等が支給する堺市ひとり親家庭学び直し支援事業のうち高等学校卒業程度認定試験合格支援に相当する制度により支給されたものを含む。）の交付を受けていないこと。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員及び堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(4) 対象講座

本支援の対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を取得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は、本支援の対象としない。

(5) 支給額等

ア　受講開始時給付金

受講開始時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講開始のために本人が支払った費用の３０％に相当する額とする。ただし、その３０％に相当する額が７万５千円を超える場合の支給額は７万５千円とし、４千円を超えない場合は

受講開始時給付金の支給は行わないものとする。

イ　受講修了時給付金

受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の６０%に相当する額からアとして支給した額を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計が１５万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は１５万円とし、６千円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

ウ　合格時給付金

合格時給付金については、受講修了時給付金の支給を受けた者が受講修了日から起算して２年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給する。支給額は支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用の４０%に相当する額を支給するものとする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計が２５万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は、２５万円とする。

エ　経過措置

(ｱ) 令和２年３月３１日までに修了した講座に係る上記イの受講修了時給付金及びウの合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、イの「６０%に相当する額からアとして支給した額を差し引いた額」を２０%に、１５万円を１０万円に、ウの２５万円を１５万円に読み替えて支給するものとする。

(ｲ) 令和４年３月３１日までに修了した講座に係る上記イの受講修了時給付金及びウの合格時給付金については、なお従前の例によるものとし、イの「６０%に相当する額からアとして支給した額を差し引いた額」を「６０%」に、ウの「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金」を「受講修了時給付金と合格時給付金」に読み替えて支給するものとする。

(6) 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続き

ア　対象講座の指定

本給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業受講対象講座指定申請書」（様式第１号。以下「受講対象講座指定申請書」という。）を提出し、受講開始前にあらかじめ、対象講座の指定を受けなければならない。

イ　受給要件の審査

市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をしなければならない。

ウ　決定の通知

市長は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、当該ひとり親家庭の親又はこどもに対象講

座の指定を行った場合には、「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業受講対象講座指定通知書」（様式第２号）により、対象講座の指定を却下した場合にあっては、「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業受講対象講座指定却下通知書」（様式第３号）により当該ひとり親家庭の親又はこどもに通知しなければならない。

エ　受講対象講座指定申請書の添付書類

受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

(ｱ) 当該ひとり親家庭の親及びそのこどもの戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(ｲ) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

オ　受講対象講座指定申請書の提出期限

本給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。

カ　受給要件の審査方法

受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定する。

キ　対象講座について

(ｱ) 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が、当該ひとり親家庭の親又はこどもが高卒認定試験に合格するために適当であるかも含め審査を行う。

(ｲ) 本給付金の支給を受けようとする者が、過去に高卒認定試験を受け一部の試験科目に合格しているなど高卒認定試験の試験科目の免除を受けられる場合には、必要最小限の科目についての受講となるように助言するなど適切な支援を行うものとする。

(7) 受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給等

ア　受講開始時給付金

(ｱ) 支給申請

受講開始時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を開始した後に、市長に対して、「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業給付金支給申請書」（様式第４号。以下「支給申請書」という。）を提出しなければならない。

(ｲ) 支給の可否決定

市長は、当該ひとり親家庭の親又はこどもが支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

市長は、この決定を行ったときは、「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業給付金支給決定通知書」（様式第５号。以下「支給決定通知書」という。）により、不支給の決定を行ったときは「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業給付金不支給決定通知書」（様式第６号。以下「不支給決定通知書」という。）により、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親又はこどもに通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知しなければならない。

(ｳ) 支給申請の期限

受講開始時給付金の支給申請は、受講開始日から起算して３０日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(ｴ) 支給申請の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

ａ　当該ひとり親家庭の親及びそのこどもの戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

ｂ　母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

ｃ　受講対象講座指定通知書

ｄ　受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

イ　受講修了時給付金

(ｱ) 支給申請

受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、市長に対して、支給申請書を提出しなければならない。

(ｲ) 支給の可否決定

市長は、当該ひとり親家庭の親又はこどもが支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

市長は、この支給の決定を行ったときは支給決定通知書により、不支給の決定を行ったときは不支給決定通知書により、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親又はこどもに通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知しなければならない。

(ｳ) 支給申請の期限

受講修了時給付金の支給申請は、受講修了日から起算して３０日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(ｴ) 支給申請の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

a　当該ひとり親家庭の親及びそのこどもの戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

b　母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

c　受講対象講座指定通知書

d　受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書

e　受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書

ウ　合格時給付金

(ｱ) 支給申請

合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から合格証書が送付された後に、市長に対して、支給申請書を提出すること。

(ｲ) 支給の可否決定

市長は、当該ひとり親家庭の親又はこどもが支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

市長は、この支給の決定を行ったときは支給決定通知書により、不支給の決定を行ったときは不支給決定通知書により、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親又はこどもに通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知しなければならない。

(ｳ) 支給申請の期限

合格時給付金の支給申請は、合格証書に記載されている日付から起算して４０日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

(ｴ) 支給申請の添付書類等

支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

a　当該ひとり親家庭の親及びそのこどもの戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

b　母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

c　受講対象講座指定通知書

ｄ　文部科学省が発行する合格証書の写し

(8) 給付金の返還

市長は、偽りその他不正の手段により受講開始時給付金、受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受けた者に対し、既に支給を受けた受講開始時給付金、受講修了時給付金又は合格時給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2　学士等取得支援

(1) 支援内容

ひとり親家庭の親が、高度な知識や実践的スキルを獲得してキャリアアップ等を目指すため、学士等の取得を目指す場合において、大学授業料等の一部を補助する。

(2) 定義

この支援において、「学士等取得支援給付金」とは、対象者が大学（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学（同法第１０３条に規定する大学を除く。）をいう。以下同じ。）の課程を修了した際に支給する給付金をいい、「学士等の学位」とは、同法に規定する学士又は短期大学士をいう。

(3) 支給対象者

本支援の支給対象者は、ひとり親家庭の親であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。ただし、既に学士、修士又は博士の学位を取得している者は対象としない。

ア　本市の区域内に住所を有すること。

ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１条第２項に規定する被害者であって市長が認めるものについては除く。

イ　「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者

ウ　支給を受けようとする者の就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して、学士等の学位を取得することが適職に就くために必要であると認められる者であること。

エ　過去に学士等取得支援給付金（本市以外の市区町村等が支給する堺市ひとり親家庭学び直し支援事業のうち学士等取得支援に相当する制度により支給されたものを含む。）の交付を受けていないこと。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員及び堺市暴力団排除条例（平成２４年条例第３５号）第２条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

カ　令和８年４月１日以後に対象課程に入学した者であること。同日前から当該課程に在籍していた者は対象としない。

(4) 対象課程

本支援の対象課程は、大学の課程（夜間及び通信の課程を含み、専門資格の取得を目的とする課程を除く。）とし、市長が適当と認めたものとする。ただし、大学に在籍して高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の支給対象となる場合や雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）及び雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）の規定による一般教育訓練、特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給対象となる場合は、本支援の対象としない。

(5) 支給額等

学士等取得支援給付金の支給額は、当該受給資格者が対象課程の修学のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の額に１００分の６０を乗じて得た額（その額が修学年数に４０万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に４０万円を乗じて得た額（この場合１６０万円を超えるときは、１６０万円））とする。

(6) 受給要件の審査、対象課程の指定等に関する手続き

ア　対象課程の指定

学士等取得支援給付金の支給を受けようとする者は、自らが修学しようとする課程について「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業学士等取得支援給付金修学課程指定申請書」（様式第７号。以下「学士等取得支援給付金修学課程指定申請書」という。）を提出し、修学開始前にあらかじめ、修学課程の指定を受けなければならない。

イ　受給要件の審査

市長は、学士等取得支援給付金修学課程指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、修学課程の指定の可否の決定をしなければならない。

ウ　決定の通知

市長は、この支給の決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、当該ひとり親家庭の親に修学課程の指定を行った場合には、「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業学士等取得支援給付金修学課程指定通知書」（様式第８号。以下「学士等取得支援給付金修学課程指定通知書」という。）により、修学課程の指定を却下した場合にあっては、「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業学士等取得支援給付金修学課程指定却下通知書」（様式第９号）により当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。

エ　修学課程指定申請書の添付書類

修学課程指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

(ｱ) 当該ひとり親家庭の親及びそのこどもの戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(ｲ) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

オ　学士等取得支援給付金修学課程指定申請書の提出期限

学士等取得支援給付金を受けようとする者は、学士等取得支援給付金修学課程指定申請書を修学開始日以前に提出しなければならない。

カ　受給要件の審査方法

受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定する。

キ　受給要件の審査に係る留意事項

(ｱ) 過去に本給付金を受給した者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。

(ｲ) 学士等取得支援給付金の支給を受けようとする者が希望する課程の修学開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認すること。

ク　修学課程について

(ｱ) 対象とする課程の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする課程が、当該ひとり親家庭の親が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行う。

(ｲ) 本給付金の支給を受けようとする者が、過去に学士等の学位の取得に必要な単位を取得している場合には、編入や単位認定が可能となる場合もあることから、必要最小限の単位の取得となるように助言するなど適切な支援を行うものとする。

(7) 学士等取得支援給付金の支給等

ア　支給申請

学士等取得支援給付金の支給を受けようとする者は、修学課程の年次が修了した後に、市長に対して、「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業学士等取得支援給付金支給申請書」（様式第１０号。以下「学士等取得支援給付金支給申請書」という。）を提出しなければならない。

イ　支給の可否決定

市長は、当該ひとり親家庭の親が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。

市長は、この支給の決定を行ったときは、「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業学士等取得支援給付金支給決定通知書」（様式第１１号）により、不支給の決定を行ったときは「堺市ひとり親家庭学び直し支援事業学士等取得支援給付金不

支給決定通知書」（様式第１２号）により、遅滞なくその旨を当該ひとり親家庭の親に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知しなければならない。

ウ　支給方法及び支給申請の期限

学士等取得支援給付金の支給は年次ごととし、支給申請は、各年次の修了日から起算して３０日以内に行わなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

エ　支給申請の添付書類等

学士等取得支援給付金支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることができる。

(ｱ) 当該ひとり親家庭の親及びそのこどもの戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(ｲ) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

(ｳ) 学士等取得支援給付金修学課程指定通知書

(ｴ) 大学の長が、その大学の規則に基づいて、受講者の課程の修了を認定する卒業証明書若しくは課程の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する成績証明書及び学年が確認できる在学証明書

(ｵ) 大学の長が、受講者本人が修学のために支払った入学金及び授業料について発行した領収書

オ　学士等取得支援給付金の支給の審査に係る留意事項

修学開始前に対象課程の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、修学開始前に学士等取得支援給付金修学課程指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、修学した課程が適職に就く観点から適当と認められる場合には、第２の２（６）に関わらず、修学課程の指定を受けたものとみなすことができる。

(8) 給付金の返還

市長は、偽りその他不正の手段により学士等取得支援給付金の支給を受けた者に対し、既に支給を受けた学士等取得支援給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

第３　委任

この要綱に定めるもののほか、堺市ひとり親家庭学び直し支援事業の実施について必要な事項は、所管部長が定める。

附　則

この要綱は、平成２８年８月１日から施行し、平成２８年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。この場合において、適用日からこの要綱の施行の日の前日までの間に受講を開始した対象講座の認定に係る第７条第１項の規定の適用については、同項中「受講開始前」とあるのは「受講開始前（受講開始日が平成２８年４月１日から同年７月３１日までの間にある場合にあっては、同年９月３０日まで）」と、「あらかじめ当該対象講座」とあるのは「当該対象講座」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年８月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、改正前の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成３０年１１月１５日（以下「施行日」という。）から施行し、平成３０年１１月１日から適用するものとする。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後に修了する対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金について適用し、施行日以前に修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例による。

（経過措置）

３　この要綱の施行の際、改正前の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年１０月９日から施行し、令和２年４月１日（以下「適用日」という。）から適用するものとする。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、適用日以後に修了する対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金について適用し、適用日以前に修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例による。

（経過措置）

３　この要綱の施行の際、改正前の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年２月２２日から施行し、令和２年１１月１日から適用するものとする。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、改正前の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から適用するものとする。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以後に修了する対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金について適用し、施行日以前に修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例による。

（経過措置）

３　この要綱の施行の際、改正前の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

４　受講対象講座指定申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成２９年所得から令和元年所得において地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２３条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第２号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第１３号に規定する合計所得金額が１２５万円を超える者に限る。）及び同項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第３４条第１項第８号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍

謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年６月８日から施行し、令和４年４月１日（以下「適用日」という。）から適用するものとする。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、適用日以後に修了する対象講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金について適用し、令和４年３月３１日以前に修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例による。

（経過措置）

３　この要綱の施行の際、改正前の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

４　受講対象講座指定申請、受講開始時給付金申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成２９年所得から令和元年所得において地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２３条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第２号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第１３号に規定する合計所得金額が１２５万円を超える者に限る。）及び同項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第３４条第１項第８号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

５　適用日から施行日までの間において、受講開始時給付金を受けようとする者が新要綱第３項各号の要件を満たし、かつ対象講座を修業中である場合、受講開始時給付金の支給を受けようとする場合における新要綱第７項第１号ウの規定に関わらず新要綱第７項第１号に規定する支給の申請を行うことができる。この場合において、新要綱第７項第１号に規定する支給の申請は、令和４年１０月３１日までに行わなければならない。ただし、既に受講修了時給付金の支給を受けている者はこの限りでない。　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年８月５日から施行し、令和６年８月１日（以下「適用日」という。）から適用するものとする。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、適用日以後に修了する対象講座に係る受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金について適用し、令和６年７月３１日以前に修了した対象講座に係る受講修了時給付金及び合格時給付金については、なお従前の例による。

（経過措置）

３　この要綱の施行の際、改正前の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

４　受講対象講座指定申請、受講開始時給付金申請、受講修了時給付金申請及び合格時給付金申請に際して、当該ひとり親家庭の親が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成２９年所得から令和元年所得において地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２３条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第２号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第１３号に規定する合計所得金額が１２５万円を超える者に限る。）及び同項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第３４条第１項第８号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

５　適用日から施行日までの間において、受講開始時給付金を受けようとする者が新要綱第３項各号の要件を満たし、かつ対象講座を修業中である場合、受講開始時給付金の支給を受けようとする場合における新要綱第７項第１号ウの規定に関わらず新要綱第７項第１号に規定する支給の申請を行うことができる。この場合において、新要綱第７項第１号に規定する支給の申請は、令和６年１０月３１日までに行わなければならない。ただし、既に受講修了時給付金の支給を受けている者はこの限りでない。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年９月１１日から施行し、令和８年４月１日から適用するものとする。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、改正前の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、改正後の堺市ひとり親家庭学び直し支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の様式に関する規定による帳票とみなして使用できるものとする。

３　適用日から施行日までの間において、新要綱第２の２(4)に規定する課程を修学する者（適用日において、新要綱第２の２(3)に規定する対象者の受給要件を満たす者に限る。）が修学課程の指定を受けようとする場合における新要綱第２の２(6)アの規定の適用については、新要綱第２の２(6)ア中「提出し、修学開始前にあらかじめ」とあるのは、「令和８年１２月２８日までに」とする。